

令和元年第 3 回

小松市議会定例会議案

令和元年(2019年) 6 月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第39号	令和元年度小松市一般会計補正予算（第1号）……………	1
議案第40号	令和元年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……	7
議案第41号	令和元年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第1号）……………	11
議案第42号	特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について……………	13
議案第43号	小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ いて……………	15
議案第44号	小松市税条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第45号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について……………	25
議案第46号	財産の処分について……………	29
議案第47号	専決処分の承認を求めることについて……………	31
報告第2号	平成30年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書……………	65
報告第3号	平成30年度小松市一般会計事故繰越し繰越計算書……………	67
報告第4号	平成30年度小松市水道事業会計予算繰越計算書……………	69
報告第5号	平成30年度小松市水道事業会計予算繰越計算書……………	71
報告第6号	平成30年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書……………	73
報告第7号	専決処分の報告について……………	75
報告第8号	法人の経営状況の報告について……………	79
報告第9号	法人の経営状況の報告について……………	91
報告第10号	法人の経営状況の報告について……………	105
報告第11号	法人の経営状況の報告について……………	125

令和元年度小松市一般会計補正予算 (第1号)

令和元年度小松市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,910,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	分担金及び負担金	151,788	42,650	194,438
	1 分担金	17,732	42,650	60,382
16	国庫支出金	7,043,868	30,156	7,074,024
	2 国庫補助金	2,428,971	30,156	2,459,127
17	県支出金	3,163,435	33,188	3,196,623
	2 県補助金	809,168	33,188	842,356
18	財産収入	192,384	55,447	247,831
	2 財産売払収入	161,857	55,447	217,304
19	寄附金	222,896	3,000	225,896
	1 寄附金	222,896	3,000	225,896
21	繰越金	1	1,047	1,048
	1 繰越金	1	1,047	1,048
23	市債	4,771,900	164,600	4,936,500
	1 市債	4,771,900	164,600	4,936,500
歳 入 合 計		44,580,000	330,088	44,910,088

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	15,270,941	12,388	15,283,329
	1 社会福祉費	6,935,875	12,388	6,948,263
4	衛生費	2,741,102	32,200	2,773,302
	1 保健衛生費	857,486	32,200	889,686
6	農林水産業費	995,737	264,300	1,260,037
	1 農業費	695,300	232,100	927,400
	2 林業費	257,146	32,200	289,346
7	商工費	1,307,803	6,800	1,314,603
	1 商工費	1,307,803	6,800	1,314,603
8	土木費	6,293,403	5,000	6,298,403
	4 都市計画費	1,527,496	5,000	1,532,496
10	教育費	6,856,594	9,400	6,865,994
	2 小学校費	1,101,574	1,400	1,102,974
	3 中学校費	271,270	2,000	273,270
	6 保健体育費	861,650	6,000	867,650
歳 出 合 計		44,580,000	330,088	44,910,088

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)		(単位千円)	
事	項	期 間	限 度 額
東 京 オ リ パ ラ 推 進 費		令和 2 年度	4, 000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
環境王国拠点 施設整備費	17,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
林業専用道 開設費	9,200			
東京オリパラ 推進費	2,200			
計	28,400			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営土地 改良費	57,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	182,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
林道整備費	4,600				13,600			
安宅公園 リニューアル 整備費	4,900				7,300			
計	4,771,900				4,908,100			

令和元年度小松市国民健康保険事業特
別会計補正予算（第1号）

令和元年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,474,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	893,074	2,080	895,154
	2 基金繰入金	196,154	2,080	198,234
	歳 入 合 計	10,472,500	2,080	10,474,580

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	保健事業費	207,523	2,080	209,603
	2 保健事業費	134,500	2,080	136,580
	歳 出 合 計	10,472,500	2,080	10,474,580

議案第41号

令和元年度小松市産業団地事業特別会 計補正予算（第1号）

令和元年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

(追 加)

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
安 宅 新 地 区 土 地 区 画 整 理 費	自 令和元年度 至 小松市土地開 発公社の金融機 関に対する事業 資金借入額の償 還完了年度	160,000千円に償還完了までの期間に対 する利子相当額及び事務費を加算した額

議案第42号

特別職の職員等で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例について

特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,600」を「10,800」に改め、同表開票管理者の項中「10,600」を「10,800」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600」を「12,800」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100」を「11,300」に改め、同表選挙立会人及び開票立会人の項中「8,800」を「8,900」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700以内」を「10,900以内」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500以内」を「9,600以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小松市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年小松市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第4号中「3,600円」を「2,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日より施行する。

議案第44号

小松市税条例の一部を改正する条例について

小松市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市税条例の一部を改正する条例

第1条 小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第4条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第5条（見出しを含む。）及び附則第6条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条の2第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第9条（見出しを含む。）及び附則第10条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第14条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第16条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第19条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第29条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 小松市税条例の一部を次のように改正する。

第39条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第39条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第39条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第39条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第39条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同

条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第18条の6に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第18条の8の規定により読み替えられた第84条の7第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第18条の10に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第84条の5（

第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第18条の10を附則第18条の11とし、附則第18条の6から附則第18条の9までを1条ずつ繰り下げ、附則第18条の5の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第18条の6 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第18条の11第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第83条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第19条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第85条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)①	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)②	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号

に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	3,900円	2,000円
第２号ア(ウ)①	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第２号ア(ウ)②	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

４ 法附則第30条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	3,900円	3,000円
第２号ア(ウ)①	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第２号ア(ウ)②	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第20条を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第20条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第86条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第89条及び第90条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 小松市税条例の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「又は寡夫」を「，寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第19条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第85条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号

指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第20条第１項中「第４項」を「第５項」に改める。

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）の改正規定 令和元年10月１日

(2) 第２条中小松市税条例第39条の２中第８項を第９項とし、第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項の次に１項を加える改正規定並びに第39条の３の２、第39条の３の３及び第39条の４第１項の改正規定並びに附則第２条の規定 令和２年１月１日

(3) 第３条中小松市税条例第26条の改正規定及び附則第３条の規定 令和３年１月１日

(4) 第３条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第５条の規定 令和３年４月１日

(市民税に関する経過措置)

第２条 別段の定めがあるものを除き、前条第２号に掲げる規定による改正後の小松市税条例（次項及び第３項において「２年新条例」という。）第39条の２第６項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和２年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

２ ２年新条例第39条の３の２第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定は

，附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき小松市税条例第39条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第39条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

- 3 2年新条例第39条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第39条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の小松市税条例第26条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の小松市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の小松市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第45号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、平成30年第1回小松市議会定例会において議決された議決第43号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」のうち、その一部を次のように変更する。

旧大杉谷村・旧新丸村・旧西尾村辺地に係る総合整備計画を次のように改める。

総 合 整 備 計 画 書

石川県小松市旧大杉谷村・旧新丸村・旧西尾村辺地
(辺地の人口 272人 面積 172.70km²)

1 辺地の状況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

赤瀬町，池城町，岩上町，大杉町，尾小屋町，小原町，観音下町，新保町，津江町，西俣町，波佐羅町ト，波佐羅町ヌ，花立町，松岡町，丸山町，光谷町

(2) 地域の中心の位置

波佐羅町ト52番地

(3) 辺地度点数 159点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

市中心部から約20kmに位置する当地域の利便性の向上のため，道路橋りょう及び林道を整備する。また，豊かな自然環境を活用した観光レクリエーション施設や社会教育施設を整備し，当地域の活性化を図る。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度までの5年間

(単位千円)

施 設 名	事 業 主 体	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 橋 り ょ う	小松市	14,000	7,700	6,300	6,300
林 道	石川県	125,000		125,000	125,000

林道	小松市	185,000	117,200	67,800	67,800
社会教育施設	小松市	200,000		200,000	200,000
観光レクリエーション施設	小松市	490,000	70,000	420,000	420,000
計		1,014,000	194,900	819,100	819,100

財産の処分について

下記のとおり財産を処分するものとする。

記

- | | | |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 名 称 | 東部産業振興団地 |
| 2 | 所 在 地 | 小松市国府台1丁目181番1 |
| 3 | 種 目 | 土地 |
| 4 | 数 量 | 9,990.00平方メートル |
| 5 | 価格及び処分の方法 | 52,947,000円 随意契約 |
| 6 | 契約の相手方 | 株式会社ワイエムシィ
代表取締役 山村 隆治 |

議案第47号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年度

専決第6号 平成30年度小松市一般会計補正予算（第6号）

専決第7号 平成30年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）

専決第8号 平成30年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算
（第2号）

専決第9号 小松市税条例等の一部を改正する条例

専決第10号 小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第11号 小松市介護保険条例の一部を改正する条例

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

平成30年度小松市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度小松市一般会計補正予算 (第6号)

平成30年度小松市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ503,117千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,406,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	16,870,000	80,000	16,950,000
	1 市民税	8,120,000	62,000	8,182,000
	2 固定資産税	6,830,000	18,000	6,848,000
4	配当割交付金	70,000	△20,000	50,000
	1 配当割交付金	70,000	△20,000	50,000
5	株式等譲渡所得割交付金	65,000	△15,000	50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	65,000	△15,000	50,000
6	地方消費税交付金	2,100,000	26,000	2,126,000
	1 地方消費税交付金	2,100,000	26,000	2,126,000
8	自動車取得税交付金	110,000	10,000	120,000
	1 自動車取得税交付金	110,000	10,000	120,000
11	地方交付税	6,750,000	△39,000	6,711,000
	1 地方交付税	6,750,000	△39,000	6,711,000
15	国庫支出金	7,888,777	△217,550	7,671,227
	2 国庫補助金	3,339,868	△217,550	3,122,318
16	県支出金	3,391,888	△48,000	3,343,888
	2 県補助金	1,094,491	△48,000	1,046,491
18	寄附金	375,758	10,683	386,441
	1 寄附金	375,758	10,683	386,441
19	繰入金	911,345	39,000	950,345
	1 基金繰入金	911,345	39,000	950,345
20	繰越金	231,878	4,350	236,228
	1 繰越金	231,878	4,350	236,228
21	諸収入	965,393	△90,000	875,393
	3 貸付金元利収入	174,494	△99,000	75,494
	4 雑入	678,846	9,000	687,846

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
22	市債	6,385,100	△243,600	6,141,500
	1 市債	6,385,100	△243,600	6,141,500
歳 入 合 計		47,909,573	△503,117	47,406,456

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,469,243	△4,300	3,464,943
	1 総務管理費	2,909,118	8,700	2,917,818
	3 戸籍住民基本台帳費	151,314	△13,000	138,314
3	民生費	15,204,120	△75,780	15,128,340
	1 社会福祉費	6,832,314	△76,000	6,756,314
	2 児童福祉費	7,464,118	220	7,464,338
4	衛生費	5,042,141	8,000	5,050,141
	2 環境対策費	3,496,345	8,000	3,504,345
6	農林水産業費	1,322,767	△48,000	1,274,767
	1 農業費	1,018,567	△48,000	970,567
	2 林業費	266,016	0	266,016
7	商工費	1,155,768	△61,737	1,094,031
	1 商工費	1,155,768	△61,737	1,094,031
8	土木費	7,083,375	△321,300	6,762,075
	2 道路橋りょう費	1,531,752	△272,000	1,259,752
	3 河川費	300,586	0	300,586
	4 都市計画費	1,473,185	△27,300	1,445,885
	6 飛行場費	523,269	0	523,269
	7 住宅費	778,933	△22,000	756,933
9	消防費	1,274,677	0	1,274,677
	1 消防費	1,274,677	0	1,274,677
10	教育費	6,404,744	0	6,404,744
	2 小学校費	560,452	0	560,452
	3 中学校費	388,426	0	388,426
	5 社会教育費	1,295,014	0	1,295,014
	6 保健体育費	1,490,844	0	1,490,844

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	7 大学費	1,456,365	0	1,456,365
11	災害復旧費	12,001	0	12,001
	1 公共土木施設災害復旧費	12,001	0	12,001
歳 出 合 計		47,909,573	△503,117	47,406,456

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	記念広報誌発行費	2,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	公的介護施設等整備費	51,310
	2. 児童福祉費	通所バス運営費	1,262
8. 土木費	4. 都市計画費	(仮称) 栗津温泉交流広場整備費	5,319
		北陸新幹線建設推進費	2,618
		まちナビサイン整備費	3,500
		県営街路整備費負担金	18,680

(変更)

(単位千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6. 農林水産費	1. 農業費	農業経営体育成支援費	82,500	農業経営体育成支援費	54,163
		県営土地改良費負担金	43,468	県営土地改良費負担金	43,718
	2. 林業費	林業専用道開設費	13,030	林業専用道開設費	13,165
8. 土木費	2. 道橋りょう費	橋りょう改修等整備費	55,200	橋りょう改修等整備費	67,000
		消雪施設整備費	40,000	消雪施設整備費	43,000
	3. 河川費	都市排水路整備費	43,544	都市排水路整備費	90,000
	4. 都市計画費	小松駅ターミナルプラン推進費	79,800	小松駅ターミナルプラン推進費	74,000
		北国街道無電柱化整備費	107,400	北国街道無電柱化整備費	106,000

(単位千円)

款	項	事業名			金額
8. 土木費	4. 都市計画費	幸八幡線整備費	99,500	幸八幡線整備費	135,500
		今江春日神社線外 1路線整備費	43,700	今江春日神社線外 1路線整備費	44,000
		フローラルこまつ 推進費	5,000	フローラルこまつ 推進費	8,316
		安宅新地区土地 画整理調査費	15,100	安宅新地区土地 画整理調査費	15,521

第3表 地方債補正

(変 更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
庁舎設備費 改修費	27,300	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	23,800	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
児童センター 施設整備費	23,000				21,800			
エコロジーパーク こまつ・クリーン センター建設費	1,849,300				1,840,300			
土地改良費	32,400				35,000			
水利施設費 改修費	9,900				8,500			
県単林道費 整備費	5,700				3,700			
道路橋りょう 整備費	365,100				279,000			
都市排水路費 整備費	122,800				96,800			
北国街道路 無電柱化費 整備費	98,500				109,300			
(仮称)栗津 温泉交流広場 整備費	90,600				88,500			
北陸新幹線 建設推進費	81,000				58,000			
街路整備費	95,900				104,900			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
県 営 街 路 整 備 費	47,700	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、又は借換え をすることができる。	28,100	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮し、繰上償 還をなし、又は借換え をすることができる。
フローラル こまつ推進費	6,300				7,400			
市営住宅住戸 改 善 費	28,200				29,500			
木 曽 町 住 宅 建 替 費	397,700				392,800			
耐震性貯水槽 設 置 費	7,800				7,700			
急傾斜地崩壊 対 策 費	2,100				900			
小学校校舎等 改 修 費	32,800				14,500			
中学校校舎等 改 修 費	55,900				34,600			
ひとともの づくり科学館 魅力アップ費	9,000				8,800			
桜 木 体 育 館 改 修 費	52,300				57,400			
親水スポーツ 公 園 整 備 費	102,300				100,600			
公立小松大学 施 設 整 備 費	460,200				449,100			
現年発生公共 土木施設災害 復 旧 費	3,900				3,700			

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方 法	利 率	償還の方法
林 道 整 備 費	3,900	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	—	—	—	—
遊泉寺銅山跡 整 備 費	14,700							
学 習 等 供 用 施 設 建 設 費	13,700							
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 施 設 整 備 費	800							
こまつドーム 屋 外 運 動 場 改 修 費	7,500							
計	6,385,100				6,141,500			

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

平成30年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,235千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,702,665千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	2,101,000	40,000	2,141,000
	1 国民健康保険税	2,101,000	40,000	2,141,000
2	県支出金	7,612,824	67,355	7,680,179
	1 県補助金	7,612,823	67,355	7,680,178
4	繰入金	776,292	△126,403	649,889
	1 一般会計繰入金	725,889	△76,000	649,889
	2 基金繰入金	50,403	△50,403	0
5	繰越金	184,989	10,813	195,802
	1 繰越金	184,989	10,813	195,802
歳 入 合 計		10,710,900	△8,235	10,702,665

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	7,436,430	△38,800	7,397,630
	1 療養諸費	6,460,500	△17,500	6,443,000
	2 高額療養費	943,620	△20,000	923,620
	4 出産育児諸費	25,200	△1,500	23,700
	5 葬祭諸費	7,000	200	7,200
7	諸支出金	206,993	30,565	237,558
	2 繰出金	10,605	30,565	41,170
歳 出 合 計		10,710,900	△8,235	10,702,665

専決第8号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

小 松 市 長 和 田 慎 司

平成30年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第2号）

平成30年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成30年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	8,781,600千円	3,095千円	8,784,695千円
第2項 医業外収益	606,992千円	3,095千円	610,087千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「380,000千円」を「376,530千円」に、「4,400千円」を「40,120千円」に、「374,356千円」を「335,166千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	890,000千円	3,470千円	893,470千円
第1項 企業債	500,500千円	△24,000千円	476,500千円
第4項 補助金	2,700千円	27,470千円	30,170千円

（△は減を示す。）

第4条 予算第5条表中「500,500」を「476,500」に改める。

第5条 予算第9条中「10,605」を「41,170」に改める。

専決第9号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市税条例等の一部を改正する条例

小松市税条例等の一部を改正する条例

(小松市税条例の一部改正)

第1条 小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第10条の4中「第17項，第18項，第20項から第24項まで，第26項」「第18項，第19項，第21項から第25項まで」に，「第31項，第35項，第39項，第42項，第44項，第45項若しくは第48項」を「第28項，第32項，第36項，第40項，第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則第12条の2第5項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号ロ」

を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第12条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第15条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第15条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第16条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第16条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項

第2号」に改める。

附則第19条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に，「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め，同条第2項から第4項までを削り，同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に，「第2項の表」を「次の表」に改め，同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第19条第5項を同条第2項とし，同条第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め，「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え，「第3項の表」を「次の表」に改め，同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第19条第6項を同条第3項とし，同条第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に，「第4項の表」を「次の表」に改

め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第19条第7項を同条第4項とする。

附則第20条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(小松市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小松市税条例等の一部を改正する条例（平成29年小松市条例第6号）
の一部を次のように改正する。

第2条のうち、小松市税条例第85条第2号アの改正規定中

「㍿ 4輪以上のもの

① 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

② 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円」を

「㍿ 4輪以上のもの

① 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

② 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円」に改め、同条例

附則第18条の5の次に5条を加える改正規定（同条例附則第18条の10第2項
に係る部分に限る。）中「については」の次に「，当分の間」を加え、同条

例附則第19条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 小松市税条例等の一部を改正する条例（平成30年小松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、小松市税条例第51条第1項の改正規定中「及び第11項」を「，第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を

受けることが必要となった事情，同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して，当該期間の開始の日の15日前までに，これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は，第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは，その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき，法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは，これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については，第13項前段の規定は適用しない。ただし，当該内国法人が，同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは，この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき，第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは，これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については，第13項後段の規定は適用しない。ただし，当該内国法人が，同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは，この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，平成31年4月1日から施行する。ただし，第1条中小松市税条例第37条の改正規定並びに同条例附則第15条，第15条の2及び第16条の4の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は，平成31年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条並びに附則第15条の2及び第16条の4の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第37条第1項及び附則第15条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第37条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第15条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は小松市税条例等の一部を改正する条例（平成31年小松市条例第25号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の小松市税条例附則第15条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第15条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税

義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第10条の4の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「第48項若しくは第49項」とする。

専決第10号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例（昭和31年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附則第15項の見出し中「平成22年度」を「平成31年度」に改め、同項中「平成22年度」を「平成31年度」に、「国民健康保険税」を「国民健康保険税（所得割額に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（調整規定）

- 3 小松市国民健康保険税条例の規定は、小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成31年小松市条例第19号）によって改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

専決第11号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市介護保険条例の一部を改正する条例

小松市介護保険条例の一部を改正する 条例

小松市介護保険条例（平成12年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「34,000円」を「28,300円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「28,300円」とあるのは、「45,300円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「28,300円」とあるのは、「54,800円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小松市介護保険条例第3条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成30年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				(単位 円)
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	記念広報誌発行費	2,000,000	2,000,000					2,000,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	公的介護施設等整備費	51,310,000	51,310,000		51,310,000			
	2. 児童福祉費	通所バス運営費	1,262,000	1,262,000					1,262,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	里山活性化支援費	22,000,000	22,000,000		22,000,000			
		農業経営体育成支援費	54,163,000	54,163,000		54,163,000			
		県営土地改良費負担金	43,718,000	43,718,000			21,700,000	4,000,000	18,018,000
	2. 林業費	県営広域基幹林道整備費負担金	3,635,000	3,635,000			3,582,000		53,000
		林業専用道開設費	13,165,000	13,165,000			9,746,000		3,419,000
		プレミアム付商品券発行費	7,000,000	7,000,000		7,000,000			
7. 商工費	遊泉寺銅山跡整備費	33,000,000	33,000,000					33,000,000	
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	橋りょう改修等整備費	67,000,000	67,000,000		35,821,000	31,000,000		179,000
		特別道路整備費	61,000,000	61,000,000		30,500,000	30,500,000		
		消雪施設整備費	43,000,000	43,000,000		24,000,000	18,700,000		300,000
		都市排水路整備費	90,000,000	90,000,000		39,472,000	47,400,000		3,128,000
	4. 都市計画費	小松駅ターミナルプラン推進費	74,000,000	74,000,000		8,000,000	7,900,000	39,198,000	18,902,000
		北国街道無電柱化整備費 (仮称) 栗津温泉交流広場整備費	106,000,000	106,000,000		51,018,000	54,200,000		782,000
		北陸新幹線建設推進費	5,319,000	5,319,000		2,273,000	2,800,000		246,000
		まちナビサイン整備費	2,618,000	2,618,000			2,300,000		318,000
	幸八幡線整備費	135,500,000	135,500,000		63,570,000	64,800,000		7,130,000	

(単位 円)

款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
8. 土 木 費	1. 都 市 計 画 費	今江春日神社線外1路線整備費	44,000,000	44,000,000		20,875,000	20,800,000		2,325,000
		県営街路整備費負担金	18,680,000	18,680,000			17,200,000		1,480,000
		フローラルこまつ推進費	8,316,000	8,316,000			7,400,000		916,000
		安宅新地区土地区画整理調査費	15,521,000	15,521,000					15,521,000
9. 消 防 費	1. 消 防 費	消防団ポンプ車購入費	17,082,000	17,082,000		4,400,000	12,500,000		182,000
10. 教 育 費	2. 小 学 校 費	小学校校舎等改修費	53,200,000	53,200,000		22,911,000	12,200,000		18,089,000
	3. 中 学 校 費	中学校校舎等改修費	95,800,000	95,800,000		28,671,000	30,100,000		37,029,000
	7. 大 学 費	公立小松大学施設整備費	56,700,000	56,700,000			42,500,000		14,200,000
合 計			1,128,489,000	1,128,489,000		475,730,000	427,582,000	43,198,000	181,979,000

報告第3号

平成30年度小松市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説 明	(単位 円)
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源			
											国県支出金		
7. 商 工 費	1. 商 工 費	北前船歴史文化発信プロジェクト費	22,086,000		22,086,000	862,000	22,948,000		11,474,000	10,300,000	1,174,000	冬期間山間地からの資材調達が困難となり工事の施工に不測の日数を要したため	
	合 計		22,086,000		22,086,000	862,000	22,948,000		11,474,000	10,300,000	1,174,000		

(単位 円)

報告第4号

平成30年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金	一般会計出資金	企業債	債				
1. 資本的支出			258,000,000	円	円	7,500,000	円	0	円	12,400,000	円	0	円	
	1. 建設改良費	配水管布設工事等	258,000,000	0	258,000,000	7,500,000	0	0		12,400,000	238,100,000	0		関連工事工期調整等のため

報告第5号

平成30年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						受託工事収益	損益保	定 勘 資 金	
水道事業 1. 費用			円 20,000,000	円 0	円 20,000,000	円 6,000,000	円 14,000,000	円 0	
	1. 営業費用	配水管布設工事等	20,000,000	0	20,000,000	6,000,000	14,000,000	0	関連工事工期調整等のため

報告第6号

平成30年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金等	企業債	繰越工事資金	損留	益勘定保資金		
1. 資本的支出			円 402,500,000	円 0	円 402,500,000	円 5,500,000	円 48,700,000	円 306,300,000	円 38,800,000	円 3,200,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	未普及解消工事等	402,500,000	0	402,500,000	5,500,000	48,700,000	306,300,000	38,800,000	3,200,000	0	0	関係工事との調整に日数を要したため

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，次の事項につき専決処分したので，同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第12号 小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

専決第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

小 松 市 長 和田 慎司

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

小松市本社機能立地促進のための市税 の課税の特例に関する条例の一部を改 正する条例

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例（平成28年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に，「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に，「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

報告第8号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，小松市土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 平成30年度小松市土地開発公社決算状況

事業実績

公有地取得事業(処分)

事業区分		金額(円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業用地(仮線敷)	8,360,000	日の出町三丁目151番5 250.13㎡
	生活環境施設用地取得事業	12,070,000	向本折町乾8番2 ほか1筆 900.04㎡
	(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業	17,875,627	日の出町三丁目310番ほか1筆 276.55㎡
	小松市土地開発公社健全化促進費	50,000,000	時価簿価差改善 3件
	・小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷,8,9)	(19,661,028)	
	・生活環境施設用地取得事業	(338,972)	
	・(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業	(30,000,000)	
合 計		88,305,627	

附帯等事業(保有地賃貸)

事業区分		金額(円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9)	2,081,510	日の出第1駐車場, 新幹線工事
	小松駅西土地区画整理事業(清, 9, 10, 12)	6,470,000	駅西駐車場
	土居原第2駐車場用地取得事業	645,000	駅西第2月極駐車場
	都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森	546,693	新幹線工事
	空港周辺整備事業代替用地	1,975,453	新幹線工事
	(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業	4,824,656	駅南駐車場
完成 土地	矢田野工業団地造成事業	1,179,944	民間賃貸
合 計		17,723,256	

貸 借 対 照 表

(平成31年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1 流動資産

(1) 現金及び預金	26,013,706	
(2) 未収金	0	
(3) 公有用地	1,605,833,187	
(4) 代行用地	0	
(5) 完成土地等	<u>0</u>	
流動資産合計		1,631,846,893

2 固定資産

(1) 出資金	<u>5,000,000</u>	
固定資産合計		<u>5,000,000</u>
資産合計		<u><u>1,636,846,893</u></u>

負債の部

1 流動負債

(1) 短期借入金	569,859,950	
(2) 未払金	<u>271,728</u>	
流動負債合計		570,131,678

2 固定負債

(1) 長期借入金	<u>960,000,000</u>	
固定負債合計		<u>960,000,000</u>
負債合計		<u><u>1,530,131,678</u></u>

資本の部

1 資本金

(1) 基本財産	<u>5,000,000</u>	
資本金合計		5,000,000

2 準備金

(1) 前期繰越準備金	101,613,046	
(2) 当年度純利益	<u>102,169</u>	
準備金合計		<u>101,715,215</u>
資本合計		<u><u>106,715,215</u></u>
負債・資本合計		<u><u>1,636,846,893</u></u>

損 益 計 算 書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

1 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	88,305,627	
(2) 土地造成事業収益	0	
(3) 附帯等事業収益	<u>17,723,256</u>	106,028,883

2 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	88,192,943	
(2) 土地造成事業原価	0	
(3) 附帯等事業原価	<u>16,543,312</u>	<u>104,736,255</u>

事業総利益	1,292,628
-------	-----------

3 販売費及び一般管理費	<u>1,438,397</u>
--------------	------------------

事業損失	145,769
------	---------

4 事業外収益

(1) 受取利息	1,000	
(2) 雑収益	<u>246,938</u>	247,938

5 事業外費用

(1) 支払利息	<u>0</u>	<u>0</u>
----------	----------	----------

事業外利益	<u>247,938</u>
-------	----------------

経常利益	<u>102,169</u>
------	----------------

当期純利益	<u><u>102,169</u></u>
-------	-----------------------

剰余金計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

1 欠損準備金

(1) 前年度末残高	101,392,201	
(2) 前年度繰入額	220,845	
(3) 当年度処分額	0	
(4) 当年度末残高		<u>101,613,046</u>

2 未処分利益剰余金

(1) 当年度純利益繰入額	<u>102,169</u>
当年度未処分利益剰余金	<u><u>102,169</u></u>

剰余金処理計算書

(単位:円)

1 当年度未処分利益剰余金	102,169
2 利益剰余金処分額	
(1) 欠損準備金	<u>102,169</u>
3 翌年度繰越利益剰余金	<u><u>0</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入		88,305,627
公有用地売却収入	88,305,627	
代行用地売却収入	<u>0</u>	
土地造成事業収入		0
完成土地等売却収入	0	
開発中土地売却収入	<u>0</u>	
附帯等事業収入		17,723,256
その他の事業収入		<u>246,938</u>
収入小計		<u>106,275,821</u>
公有地取得事業支出		△ 1,229,195
土地造成事業支出		0
取得に係る支出		
管理に係る支出	<u>0</u>	
附帯等事業支出		0
その他の事業支出		0
販売費及び一般管理費支出		△ 1,167,533
人件費に係る支出	△ 12,300	
経費に係る支出	<u>△ 1,155,233</u>	
その他の業務支出		0
支出小計		<u>△ 2,396,728</u>
差引小計		<u>103,879,093</u>
利息の受取額		1,000
利息の支払額		0
事業活動によるキャッシュ・フロー計		<u>103,880,093</u> ・・・(1)

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出		0
投資有価証券の売却による収入		0
有形固定資産の売却による収入		0
有形固定資産の取得による支出		<u>0</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー計		<u>0</u> ・・・(2)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入		643,561,831
短期借入金の返済による支出	△ 747,068,891	
長期借入による収入		960,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 960,000,000	
金銭出資の受入による収入		<u>0</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー計		<u>△ 103,507,060</u> ・・・(3)
現金及び現金同等物増加額(1)+(2)+(3)		<u>373,033</u>
現金及び現金同等物期首残高		<u>25,640,673</u>
現金及び現金同等物期末残高		<u>26,013,706</u>

2 平成31年度小松市土地開発公社事業計画

平成31年度小松市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

公有地の拡大の推進に関する法律の目的に従い、公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与していく。

このうち、市の事業計画が進まないため、長期に渡り保有している公有地については、市の今後の処分方針と調整しながら、機会を捉えた民間への積極的な売却処分にも努めていく。

2. 個別計画

1) 公有地取得事業(処分)

- ① 駅西土地区画整理事業の過程で換地処分された公有地を適正に売却処分する。
- ② 長期保有の間に時価が下落し、簿価との差額が生じている公有地に対して、小松市から健全化促進事業費を受け、買戻しの一環として差額の圧縮に努める。また、必要に応じて、当事業で利子補給を行い、簿価を抑制する。

事業区分		地番	地積m ²	概算売却価格 (千円)	備考
公 有 用 地	① 土居原第二駐車場用地	土居原町782番2	336	19,573	
	② 小松市土地開発公社健全化促進費			80,000	
	小松駅付近連続立体交差事業用地 (仮線敷)			(19,629)	
	(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業			(60,000)	
	利子補給事業			(371)	
合 計				99,573	

2) 附帯等事業(保有地賃貸)

暫定の有効活用として保有地の賃貸を行ない、簿価の低減に充てる。

事業区分		地番	地積m2	貸付料 (千円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9)	日の出町三丁目155番7外	602	847	日の出第1駐 車場
	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8, 9) 都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森 空港周辺整備事業代替用地	新鍛冶町乙164番5外 日の出町三丁目175番外 草野町ウ2番	14,432	6,738	新幹線工事 用地
	小松駅西土地区画整理事業(清, 9, 10, 12)	土居原町740番	3,122	6,470	駅西駐車場
	(仮称)小松駅南駐車場用地取得事業	日の出町三丁目8番外	2,043	4,400	駅南駐車場
完 成 土 地	矢田野工業団地造成事業	矢田野町西32番13	3,986	1,180	民間賃貸
合 計				19,635	

3) 保有地公募売却事業

買戻しの見込みがなくなった保有地で売却可能なものについては、積極的に公募による売却
処分を進める。

事業区分		地番	地積m2	最低売却価格 (千円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業	八幡町102番2外	134	3,890	
合 計				3,890	

4) その他処分

その他の長期保有地については、市担当部局と今後の償還調整を図るとともに、民間による
保有地照会などの機会を積極的に捉えて、処分に努めるものとする。

3 平成31年度小松市土地開発公社予算

(総 則)

第1条 平成31年度小松市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

収 入	第1款	事業収益	119,300
	第1項	公有地取得事業収益	99,600
	第2項	土地造成事業収益	0
	第3項	附帯等事業収益	19,700
	第2款	事業外収益	31
	第1項	受取利息	1
	第2項	雑収益	30
		収入合計	119,331
支 出	第1款	事業原価	114,588
	第1項	公有地取得事業原価	98,433
	第2項	土地造成事業原価	0
	第3項	附帯等事業原価	16,155
	第2款	販売費及び一般管理費	4,500
	第1項	販売費及び一般管理費	4,500
	第3款	事業外費用	0
	第1項	支払利息	0
		支出合計	119,088

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 115,245千円は、
損益勘定留保資金で補填するものとする。)

(単位:千円)

収入	第1款	資本的収入	1,530,000
	第1項	借入金	1,530,000
		収入合計	1,530,000
支出	第1款	資本的支出	1,645,245
	第1項	公有地取得事業費	1,245
	第2項	土地造成事業費	0
	第3項	借入金償還金	1,644,000
		支出合計	1,645,245

(借入金)

第4条 借入金の目的、限度額、借入の方法、利率及び償還の方法を次の
とおりと定める。

借入金の目的	公有地取得事業資金に充てるため。
限度額	1,530,000千円
借入の方法	証書借入、借入時期は平成31年度中とする。 ただし、本事業年度において借入を行わなかった金額は、 翌事業年度に繰り越して借入することが出来る。
利率	借入先と協議して定める利率による。
償還の方法	借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その 他の場合は理事長が定めるところによる。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、570,000千円と定める。

4 平成31年度小松市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区 分		予算額
受入資金	1 前期繰越金	25,740
	2 公有用地売却収益	99,600
	3 代行用地売却収益	0
	4 完成土地等売却収益	0
	5 附帯等事業収益	19,700
	6 受取利息	1
	7 雑収益	30
	8 長期借入金	960,000
	9 短期借入金	570,000
合 計		1,675,071
支払資金	1 一般管理費	4,500
	2 事業外費用	0
	3 公有用地取得事業費	1,245
	4 代行用地取得事業費	0
	5 完成土地等売却費	0
	6 長期借入金償還金	960,000
	7 短期借入金償還金	684,000
	8 前年度未払金	3
合 計		1,649,748
差 額		25,323

報告第9号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，一般財団法人小松市開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 平成30年度一般財団法人小松市開発公社決算

事業報告書

1. 事業概要

平成30年度の事業概要は次のとおりです。

1) 駐車場運営事業

事業活動では駐車場事業収益が130,773千円(前年度比4.9%増)となり、全体の利用台数は、時間貸し台数で前年度比14.0%の増、定期利用台数は年度末比で12.3%の増であった。立体駐車場の利用台数・収益が伸びており、小松大和が通年営業していた21年度時まではほぼ回復した。これは平成29年12月にオープンした隣接の「こまつアズスクエア」の利用者増によるところが大きい。また、交通系ICカード対応などキャッシュレス決済を推進し、利便性を高め利用の増加を図ってきた。財務活動では、長期借入金の定期償還のほか20,000千円を繰上げ償還して負債を逡減した。

2) 駐車場の実績

(1) 時間貸し駐車場 (利用台数及び収入)

駐車場名	収容台数	年間利用台数(台)			料金収入(千円)		
		H29年度	H30年度	増減率	H29年度	H30年度	増減率
小松駅前立体	306	100,622	117,431	16.7%	24,496	26,635	8.7%
小松駅西	117	72,431	68,291	△5.7%	26,558	25,590	△3.6%
小松駅東	150	44,970	66,543	48.0%	23,257	31,328	34.7%
小松駅南	146		13,861			1,706	
小松駅東ロータリー	14	54,236	52,584	△3.0%	4,467	2,634	△41.0%
ヒルズパーキング	89	34,652	31,084	△10.3%	5,347	5,190	△2.9%
計	822	306,911	349,794	14.0%	84,125	93,083	10.6%

(1)-1 時間貸し駐車場 (回転率)

駐車場名	収容台数	1日当たり平均台数(台)			回転率		
		H29年度	H30年度	増減率	H29年度	H30年度	増減
小松駅前立体	306	279	322	15.4%	1.15	1.05	△0.10
小松駅西	117	201	187	△7.0%	1.72	1.60	△0.12
小松駅東	150	145	182	25.5%	0.97	1.21	0.24
小松駅南	146		45			0.31	
小松駅東ロータリー	14	150	167	11.3%	10.71	11.93	1.22
ヒルズパーキング	89	97	85	△12.4%	1.09	0.96	△0.13

(1)-2 時間貸し駐車場（定期利用台数及び収入）

駐車場名	収容台数	契約台数(台)			料金収入(千円)		
		H29年度末	H30年度末	増減率	H29年度末	H30年度末	増減率
小松駅前立体	306	225	205	△8.9%	15,556	14,637	△5.9%
小松駅東	150	28	24	△14.3%	2,847	2,498	△12.3%
小松駅南	146		55			2,924	
計	602	253	284	12.3%	18,403	20,058	9.0%

(2) 月極駐車場（契約率及び収入）

月極駐車場	収容台数	契約台数(台)		契約率	料金収入(千円)		
		H29年度末	H30年度末		H29年度末	H30年度末	増減率
駅西第2	12	12	12	100%	2,330	1,152	△50.6%
日の出第1	26	23	26	100%	1,182	1,151	△2.6%
①高架下新町	6	6	6	100%	288	288	0.0%
②高架下新鍛冶町	12	11	12	100%	600	654	9.0%
③高架下小寺町	18	18	18	100%	936	941	0.5%
④高架下細工町第1	16	12	13	81%	767	988	28.8%
⑤高架下細工町第2	14	13	14	100%	756	926	22.4%
⑥高架下土居原町	30	28	26	87%	2,426	2,613	7.7%
⑦高架下第1	34	34	34	100%	2,096	2,077	△0.9%
⑧高架下第2	29	29	28	97%	1,652	1,477	△10.6%
⑨高架下第3	20	20	20	100%	861	946	9.8%
⑩明峰駅市営	16	16	14	88%	583	631	8.3%
計	233	222	223	96%	14,477	13,842	△4.4%

①～⑩はまちデザイン課より受託駐車場

* 駅西第2は平成29年10月に一部売却し、収容台数が32台→12台となる。

* 日の出第1は平成29年7月より新幹線工事のため、暫定駐車場へ移動し、収容台数が41台→26台となる。

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資 産 の 部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
小口現金	644,910	929,810	△284,900
普通預金	38,486,284	33,589,259	4,897,025
現金預金合計	39,131,194	34,519,069	4,612,125
(2) その他流動資産			
未収金	2,972,550	2,463,003	509,547
その他流動資産合計	2,972,550	2,463,003	509,547
流動資産合計	42,103,744	36,982,072	5,121,672
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
基本財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(2) その他固定資産			
建物	737,981,100	737,981,100	0
建物減価償却累計	△449,601,504	△427,732,709	△21,868,795
建物附帯設備	178,465,521	178,465,521	0
建物附帯設備減価償却累計	△174,143,876	△172,383,814	△1,760,062
機械装置	82,231,207	72,511,207	9,720,000
機械装置減価償却累計	△65,535,455	△62,878,776	△2,656,679
構築物	64,372,731	64,372,731	0
構築物減価償却累計	△55,939,659	△54,057,943	△1,881,716
工具器具備品	17,706,565	17,706,565	0
工具器具備品減価償却累計	△17,517,839	△17,329,036	△188,803
車両運搬具	4,474,286	4,474,286	0
車両運搬具減価償却累計	△4,450,604	△4,426,924	△23,680
土地	1,113,136,291	1,113,136,291	0
リース資産	12,768,192	12,768,192	0
リース資産減価償却累計	△5,320,080	△3,192,048	△2,128,032
電話加入権	370,552	370,552	0
ソフトウェア	0	0	0
預託金	8,600	8,600	0
その他固定資産合計	1,439,006,028	1,459,793,795	△20,787,767
固定資産合計	1,450,006,028	1,470,793,795	△20,787,767
資産合計	1,492,109,772	1,507,775,867	△15,666,095

貸借対照表

平成31年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,085,626	30,795,901	△710,275
前受金	363,000	0	363,000
預り金	14,680	50,522	△35,842
流動負債合計	30,463,306	30,846,423	△383,117
2. 固定負債			
長期借入金	559,639,000	593,808,000	△34,169,000
延払金負債	22,260,000	23,850,000	△1,590,000
リース債務	7,448,112	9,576,144	△2,128,032
固定負債合計	589,347,112	627,234,144	△37,887,032
負債合計	619,810,418	658,080,567	△38,270,149
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	11,000,000	11,000,000	0
2. 一般正味財産	861,299,354	838,695,300	22,604,054
正味財産合計	872,299,354	849,695,300	22,604,054
負債 及び 正味財産合計	1,492,109,772	1,507,775,867	△15,666,095

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から 平成31年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,864	2,670	△806
基本財産運用益計	1,864	2,670	△806
事業収益			
駐車場収入	130,773,175	124,697,260	6,075,915
事業収益計	130,773,175	124,697,260	6,075,915
建設負担金			
建設負担金収入	0	11,140,000	△11,140,000
建設負担金収入計	0	11,140,000	△11,140,000
雑収益			
その他事業外収入	5,394,915	8,531,904	△3,136,989
雑収益計	5,394,915	8,531,904	△3,136,989
経常収益計	136,169,954	144,371,834	△8,201,880
(2) 経常費用			
事業費			
総係費	24,743,706	35,038,492	△10,294,786
平面駐車場	31,333,646	25,269,527	6,064,119
立体駐車場	24,619,349	15,106,310	9,513,039
市月極駐車場	112,600	177,768	△65,168
減価償却費	30,507,767	29,892,893	614,874
事業費計	111,317,068	105,484,990	5,832,078
管理費			
雑損失	0	0	0
支払利息	2,248,832	2,810,184	△561,352
管理費計	2,248,832	2,810,184	△561,352
経常費用計	113,565,900	108,295,174	5,270,726
当期経常増減額	22,604,054	36,076,660	△13,472,606
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
構築物売却益	0	0	0
土地売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
固定資産売却支出	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	22,604,054	36,076,660	△13,472,606
一般正味財産期首残高	838,695,300	802,618,640	36,076,660
一般正味財産期末残高	861,299,354	838,695,300	22,604,054
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産期末残高	11,000,000	11,000,000	0
III 正味財産期末残高	872,299,354	849,695,300	22,604,054

剰余金計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

資 本 剰 余 金 の 部		
1 工事負担金		
(1) 前年度末残高	61,267,017	
(2) 前年度繰入金	0	
(3) 当年度発生額	0	
(4) 当年度処分額	0	
(5) 当年度末残高	61,267,017	
工事負担金合計		61,267,017
資本剰余金合計		<u>61,267,017</u>
利 益 剰 余 金 の 部		
1 利益準備金		
(1) 前年度末残高	279,028,283	
(2) 前年度処分額	0	
(3) 当年度発生額	0	
(4) 当年度処分額	0	
(5) 当年度末残高	279,028,283	
利益準備金合計		279,028,283
2 当年度剰余金		
(1) 当年度純利益	22,604,054	
(2) 当年度未処分剰余金	22,604,054	
当年度剰余金合計		22,604,054
利益剰余金合計		<u>301,632,337</u>
剰 余 金 合 計		<u>362,899,354</u>

剰余金処分計算書

(単位:円)

1 当年度未処分剰余金	22,604,054
2 剰余金処分額	
(1) 利益準備金繰入額	22,604,054
3 翌年度繰越剰余金	0

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産の償却率は、旧定額法を適用している。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、250%定率法(定額法の償却率の2.5倍)を適用している。

平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、200%定率法(定額法の償却率の2.0倍)を適用している。

(2) 消費税などの会計処理

消費税の会計処理は、税込経理方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	11,000,000	0	0	11,000,000
小 計	11,000,000	0	0	11,000,000
特定資産				
退職給与引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	11,000,000	0	0	11,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	11,000,000	(11,000,000)		—
小 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	—
特定資産				
退職給与引当資産	0		0	
減価償却引当資産	0		0	
小 計	0	(0)	(0)	(0)
合 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	(0)

財 産 目 録

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(単位:円)

資 産 の 部	内 訳	金 額
1 流動資産		<u>42,103,744</u>
(1)現金及び預金		39,131,194
イ 小口現金	補充用釣銭 644,910	
ロ 普通預金	北國銀行・北陸銀行 38,486,284	
(2)未収金	受託事業収入ほか 2,972,550	2,972,550
2 固定資産		<u>1,450,006,028</u>
(1)基本財産		11,000,000
イ 定期預金	北國銀行 11,000,000	
(2)有形固定資産		1,438,626,876
イ 土 地	立体・駅東駐車場用地 1,113,136,291	
ロ 建 物	立体駐車場本体ほか 737,981,100	
	減価償却累計 △449,601,504	
ハ 建物付属設備	立体駐車場電気設備ほか 178,465,521	
	減価償却累計 △174,143,876	
ニ 機械装置	立体駐車場管理システムほか 82,231,207	
	減価償却累計 △65,535,455	
ホ 構築物	駅西駐車場構築物ほか 64,372,731	
	減価償却累計 △55,939,659	
ヘ 工具器具備品	立体駐車場放送設備ほか 17,706,565	
	減価償却累計 △17,517,839	
ト 車両運搬具	自動車(2台) 4,474,286	
	減価償却累計 △4,450,604	
チ リース資産	駅東・ロータリー精算機 12,768,192	
	減価償却累計 △5,320,080	
(3) 無形固定資産		379,152
イ 電話加入権	370,552	
ロ 預託金	リサイクル費用 8,600	
資 産 合 計		1,492,109,772

負 債 の 部	内 訳	金 額
1 流動負債		<u>30,463,306</u>
(1)未払金	消費税ほか 30,085,626	
(2)前受金	363,000	
(3)預り金	源泉所得税等 14,680	
2 固定負債		<u>589,347,112</u>
(1)長期借入金	立体駐車場建設未償還元金 〈小松市農協・小松市〉 559,639,000	
(2)延払金負債	ヒルズパーキング延払金 22,260,000	
(3)リース債務	駅東・ロータリー精算機 7,448,112	
負 債 合 計		619,810,418
差引純資産		872,299,354

2 平成31年度一般財団法人小松市開発公社事業計画

1. 基本方針

公共駐車場施設の円滑な管理運営を行い、市民の利便向上や賑わいにつながる事業を推進し、もって小松市のまちづくり及び発展に寄与する。

2. 駐車場運営事業

(1) 事業活動

時間貸し駐車場では、小松駅東駐車場が31台分増となり181台、小松駅南駐車場が45台分減となり101台、駅東ロータリー駐車場が14台減となる。

また、月極駐車場は駅西第二駐車場が減となる。

これにより公社が管理運営する駐車場は、下表のとおり5箇所の時間貸し駐車場(収容台数計794台)と、11箇所の月極駐車場(収容台数計221台)となる。

精算機に電子マネー(流通系)決済を設置するなど、キャッシュレス決済を推進し利便性を高め、利用の増加を図っていく。

(2) 投資活動

ヒルズパーキングの取得に伴う計画的な延払いをしていく。

(3) 財務活動

民間金融機関からの借入金は、立体駐車場用地取得に伴う長期借入金のみとなり、事業収益の増収に応じて積極的な繰上げ償還を行い、負債の逡減を図っていく。

(4) 駐車場の概要

①時間貸し駐車場

駐車場名	収容台数(台)	基本料金 (円/1h)	定期料金 (円/台・月)
		追加料金(円/30分)	
小松駅前立体駐車場	306	100	6,000(全日)
		50	4,000(夜間)
小松駅西駐車場	117	100	—
		50	
小松駅東駐車場	181	100	8,000
		50	
ヒルズパーキング	89	100	—
		50	
小松駅南駐車場	101	100	5,000
		50	
合 計	794		

②月極駐車場

月極駐車場	収容台数(台)	料 金 (円/台・月)	摘要
日の出第1月極駐車場	26	4,000	
高架下新町月極駐車場	6	4,000	
高架下新鍛冶町月極駐車場	12 (うち2台)	5,000 (4,500)	(軽自動車)
高架下小寺町月極駐車場	18 (うち6台)	5,000 (4,500)	〃
高架下細工町第1月極駐車場	16 (うち3台)	6,000 (5,500)	〃
高架下細工町第2月極駐車場	14 (うち2台)	6,000 (5,500)	〃
高架下土居原町月極駐車場	30	8,000	
高架下第1月極駐車場	34 (うち5台)	5,500	
高架下第2月極駐車場	29 (うち4台)	5,000	
高架下第3月極駐車場	20 (うち3台)	4,500 (4,000)	(軽自動車)
明峰駅市営月極駐車場	16	3,500	
合 計	221 (うち25台)		

3 平成31年度一般財団法人小松市開発公社予算

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入	138,236	142,668	△ 4,432
(1) 基本財産運用収入	4	4	0
基本財産利息収入	4	4	0
(2) 事業収入	132,606	137,407	△ 4,801
平面駐車場収入	74,436	82,207	△ 7,771
立体駐車場収入	42,612	39,266	3,346
受託月極駐車場収入	11,610	11,496	114
サービス券収入	3,948	4,438	△ 490
(3) 雑収入	5,626	5,257	369
その他事業外収入	5,626	5,257	369
2. 事業活動支出	120,197	112,756	7,441
(1) 事業費支出	118,221	110,506	7,715
総係費支出	24,760	29,654	△ 4,894
平面駐車場支出	34,660	30,650	4,010
立体駐車場支出	27,733	19,911	7,822
受託月極駐車場支出	350	350	0
減価償却費	30,718	29,941	777
(2) 管理費支出	1,976	2,250	△ 274
支払利息支出	1,976	2,250	△ 274
事業活動収支差額・・・①	18,039	29,912	△ 11,873
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入	0	0	0
(1) 固定資産売却収入	0	0	0
(2) 固定資産補償収入	0	0	0
2. 投資活動支出	4,738	3,719	1,019
(1) 延払金支出	1,590	1,590	0
(2) 固定資産取得支出	3,148	2,129	1,019
投資活動収支差額・・・②	△ 4,738	△ 3,719	△ 1,019
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	33,061	33,061	0
(1) 長期借入金収入	33,061	33,061	0
2. 財務活動支出	77,230	87,230	△ 10,000
(1) 長期借入金返済支出	77,230	87,230	△ 10,000
財務活動収支差額・・・③	△ 44,169	△ 54,169	10,000
当期収支差額 ①+②+③	△ 30,868	△ 27,976	△ 2,892

4 平成31年度一般財団法人小松市開発公社資金計画

(単位:千円)

区 分		予 定 額
受 入 資 金		206,694
1	前年度繰越金	35,397
2	前年度未収金	2,501
3	基本財産運用収入	4
4	事業駐車場収入	131,179
5	事業雑収入	4,552
6	長期借入金	33,061
支 払 資 金		171,460
1	前年度未払金	19,600
2	前年度預り金	13
3	総係費	15,463
4	平面駐車場費	25,957
5	立体駐車場費	26,147
6	受託駐車場費	336
7	延払金支出	1,590
8	固定資産取得支出	3,148
9	支払利息	1,976
10	借入金償還金(定期)	47,230
11	借入金償還金(繰上げ)	30,000
差 引		35,234

報告第10号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，公益財団法人小松市まちづくり市民財団の経営状況を次のとおり報告する。

1 平成30年度 公益財団法人 小松市まちづくり市民財団 決算状況

事業報告書

1 施設管理事業

「市民に信頼され、市民と楽しみを共にできる管理運営」を当財団の共通目標に設定して、各施設が市民の活動の場所として安全で安心して利用いただける施設管理を行いました。

また、利用者目線に立ちながらサービス低下を招かないように、光熱水費をはじめ委託料見直し等経費削減に努め、予算の執行を行いました。

(1) 共通実施事項

- ・小松市のホームページを利用した施設紹介と予約状況の提供
- ・インターネットによる法人の組織、経営状況等の公開
- ・各施設救急、防災等の対応訓練を徹底して実施

(2) 継続事業

- ・満足度調査の実施
- ・全施設の芝生、一般廃棄物等収集等の集中自主管理
- ・催事や繁忙期における職員相互応援体制の実施
- ・財団グッドマナーによる顧客満足度UP運動の推進
- ・組織活性化、適正化を図るため各種委員会設置
- ・障がい者スポーツ普及振興

(3) 人材育成事項等

- ・職員接遇研修の実施
- ・各施設業務対応資格取得支援

(4) グループ・施設別実施事項

- ①スポーツ振興のため、各種ソフト事業の推進（こまつアスリート育成事業、スポーツフェスティバル開催事業等）
- ②公立小松大学 まちなかキャンパス構想・にぎわい創出に係る、クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業の実施
- ③公立小松大学生向け「Snow Board & Ski 体験」企画
- ④こまつドーム、市民センター、公会堂等における自主事業の実施（うたごえ教室・にこにこ体操・グラウンドゴルフ大会等）

(5) P R活動

- ①各種報道機関の活用（お茶の間ガイド・新聞広報・広報こまつ等）
- ②市民財団独自の機関誌の発行
- ③ホームページの利活用

【管理施設】

○直営管理施設

- ・小松総合体育館規則に基づく施設・・・小松総合体育館

○指定管理者制度の選定により管理した施設

- ・小松市都市公園条例に基づく施設

末広野球場 末広陸上競技場 末広相撲場 末広屋内相撲場 末広屋外水泳プール
末広幼児プール 末広テニスコート 末広テニスコート（人工芝） 末広体育館
石川県立小松屋内水泳プール 小松市安宅海浜公園

- ・小松市体育施設条例に基づく施設

小松市念仏林グラウンド 小松市武道館

- ・小松市民センター条例に基づく施設

小松市民センター 老人福祉施設

- ・小松市立児童館条例に基づく施設

小松市立北部児童センター 小松市立東部児童センター 小松市立西部児童センター

- ・大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設設置条例に基づく施設

大倉岳高原スキー場

- ・航空プラザ条例に基づく施設

石川県立航空プラザ

- ・こまつドーム条例に基づく施設

こまつドーム

- ・小松市公会堂条例に基づく施設

小松市公会堂

- ・小松市立老人福祉センター条例に基づく施設

小松市立老人福祉センター千松閣

- ・小松サン・アビリティーズ条例に基づく施設

小松サン・アビリティーズ

- ・こまつまちづくり交流センター条例に基づく施設

こまつまちづくり交流センター

○交付金により管理する施設

- ・小松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

稚松児童クラブ 安宅・牧児童クラブ 東陵児童クラブ

【委託事業】

○一部管理委託を受けて実施する事業

- ・地区体育館等管理運営業務

対象施設：北部地区体育館、西部地区体育館、南部地区体育館、松陽地区体育館、
板津地区体育館、御幸地区体育館、中海地区体育館、国府地区体育館、
西南地区体育館、松東地区体育館、鶴ヶ島グラウンドゴルフ場、
東部地区屋外運動施設、東部地区グラウンド、串テニスコート

- ・マウンテンバイク広場管理運営業務
- ・梯川ボートハウス管理運営業務

【補助事業】

○補助金により実施する事業

(スポーツ振興部門)

- ・小松市スポーツフェスティバル運営事業
- ・スポーツアドバイザー事業
- ・こまつアスリート育成事業
- ・こども体育大学開催事業

(地域活性化部門)

- ・クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業

貸 借 対 照 表
平成31年 3月31日 現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	102,348,197	98,519,452	3,828,745
普通預金	100,982,359	97,442,449	3,539,910
小口現金	1,365,838	1,077,003	288,835
未収金	112,178,268	65,667,543	46,510,725
流動資産合計	214,526,465	164,186,995	50,339,470
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	16,973,649	16,973,649	0
基本財産合計	16,973,649	16,973,649	0
(2) 特定資産			
有形固定資産	587,631,491	628,031,771	△ 40,400,280
建物	587,631,491	628,031,771	△ 40,400,280
退職給付引当資産	40,000,000	50,000,000	△ 10,000,000
退職給付引当資産	40,000,000	50,000,000	△ 10,000,000
公益事業基金	0	0	0
公益事業基金	0	0	0
特別定期預金	80,000,000	50,000,000	30,000,000
特別定期預金	80,000,000	50,000,000	30,000,000
特定資産合計	707,631,491	728,031,771	△ 20,400,280
(3) その他固定資産			
什器備品	11,621,436	5,948,790	5,672,646
車両運搬具	568,950	733,251	△ 164,301
その他固定資産合計	12,190,386	6,682,041	5,508,345
固定資産合計	736,795,526	751,687,461	△ 14,891,935
資産合計	951,321,991	915,874,456	35,447,535

科 目	当年度	前年度	増減
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	113,988,630	69,351,635	44,636,995
未払金	113,988,630	69,351,635	44,636,995
預り金	5,270,323	4,987,896	282,427
預り金	5,270,323	4,987,896	282,427
前受金	10,309,810	5,447,780	4,862,030
前受金	10,309,810	5,447,780	4,862,030
流動負債合計	129,568,763	79,787,311	49,781,452
2. 固定負債			
退職給付引当金	40,000,000	50,000,000	△ 10,000,000
退職給付引当金	40,000,000	50,000,000	△ 10,000,000
固定負債合計	40,000,000	50,000,000	△ 10,000,000
負債合計	169,568,763	129,787,311	39,781,452
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産	16,973,649	16,973,649	0
自己資本金	0	0	0
日本財団補助	250,000,000	250,000,000	0
石川県補助	40,000,000	40,000,000	0
小松市補助	282,860,071	282,860,071	0
指定正味財産合計	589,833,720	589,833,720	0
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産	191,919,508	196,253,425	△ 4,333,917
(うち基本財産への充当額)			

科 目	当年度	前年度	増減
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	781,753,228	786,087,145	△ 4,333,917
負債及び正味財産合計	951,321,991	915,874,456	35,447,535

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
小松市受託収益	380,016,820	346,321,585	33,695,235
使用料収益	153,987,598	156,860,271	△2,872,673
補助金	168,940,460	145,588,368	23,352,092
負担金	11,724,900	11,677,800	47,100
自主事業収益	6,164,910	12,487,180	△6,322,270
交付金	29,560,620	29,995,200	△434,580
寄付金収益	20,000,000	0	20,000,000
退職給付債務取崩収益	10,000,000	0	10,000,000
特定資産取崩収入	0	0	0
(2) 経常外収益			
受取利息	116,764	234,974	△118,210
預金利息	116,764	234,974	△118,210
雑収入	24,240,066	21,152,283	3,087,783
受取手数料	15,454,157	15,697,874	△243,717
雑収入	8,785,909	5,454,409	3,331,500
経常収益計	804,752,138	724,317,661	80,434,477
(3) 経常費用			
事業費	691,957,924	613,009,111	78,948,813
給料	31,969,431	32,703,000	△733,569
手当	13,716,289	10,198,000	3,518,289
賃金	136,787,467	150,518,097	△13,730,630
法定福利費	27,164,889	23,694,962	3,469,927
退職給付支出	582,293	0	582,293
旅費	550,599	459,373	91,226

科 目	当年度	前年度	増 減
消耗品費	23,616,488	21,263,895	2,352,593
燃料費	2,086,014	3,644,933	△1,558,919
光熱水費	102,588,768	97,629,529	4,959,239
印刷製本費	800,050	524,329	275,721
通信運搬費	2,268,946	2,010,277	258,669
委託料	130,825,555	113,881,050	16,944,505
手数料	1,879,074	1,942,822	△63,748
使用料及び賃借料	14,389,522	17,234,494	△2,844,972
修繕料	71,516,676	48,118,380	23,398,296
原材料費	1,831,776	1,692,176	139,600
負担金	1,047,356	933,520	113,836
食糧費	213,413	284,392	△70,979
損害保険料	2,315,140	2,356,510	△41,370
公課費	22,278,912	13,507,691	8,771,221
動力費	10,904,863	11,052,900	△148,037
交際費	24,800	22,750	2,050
福利厚生費	0	0	0
賄材料費	788,702	3,870,582	△3,081,880
広告料	544,850	782,450	△237,600
報償費	5,411,300	4,889,500	521,800
備品費	3,660,816	6,115,051	△2,454,235
まちづくり支援事業補助金	40,000,000	0	40,000,000
減価償却費	42,193,935	43,678,448	△1,484,513
総係費	116,948,931	139,174,342	△22,225,411
給料	45,461,309	52,876,299	△7,414,990
手当	25,504,031	32,827,290	△7,323,259
賃金	20,878,433	19,278,146	1,600,287
法定福利費	17,327,464	21,179,510	△3,852,046
旅費	78,249	48,373	29,876
費用弁償	69,000	84,000	△15,000

科 目	当年度	前年度	増 減
消耗品費	1,055,127	1,806,940	△751,813
燃料費	477,466	462,174	15,292
印刷製本費	0	208,224	△208,224
通信運搬費	337,902	297,673	40,229
委託料	2,218,345	3,331,558	△1,113,213
手数料	571,360	477,096	94,264
使用料及び賃借料	939,092	619,448	319,644
修繕料	626,353	2,808,122	△2,181,769
原材料費	1,728	0	1,728
負担金	86,750	57,100	29,650
食糧費	0	0	0
損害保険料	306,020	310,080	△4,060
公課費	143,600	137,000	6,600
交際費	105,688	41,980	63,708
福利厚生費	492,894	480,270	12,624
報償費	42,400	33,411	8,989
報酬	189,000	0	189,000
備品費	36,720	1,809,648	△1,772,928
退職給付引当金繰入額	0	34,172,217	△34,172,217
経常費用計	808,906,855	786,355,670	22,551,185
評価損益等調整前当期経常増減額	△4,154,717	△62,038,009	57,883,292
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券等評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△4,154,717	△62,038,009	57,883,292
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正益	0	11,880	△11,880
経常外収益計	0	11,880	△11,880

科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	179,200	0	179,200
固定資産売却損	0	41,205,077	△41,205,077
経常外費用計	179,200	41,205,077	△41,025,877
当期経常外増減額	△179,200	△41,193,197	41,013,997
当期一般正味財産増減額	△4,333,917	△103,231,206	98,897,289
一般正味財産期首残高	196,253,425	299,484,631	△103,231,206
一般正味財産期末残高	191,919,508	196,253,425	△4,333,917
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
指定受取補助金	0	30,000,000	△30,000,000
日本財団助成金	0	30,000,000	△30,000,000
当期指定正味財産増減額	0	30,000,000	△30,000,000
指定正味財産期首残高	589,833,720	559,833,720	30,000,000
指定正味財産期末残高	589,833,720	589,833,720	0
Ⅲ 正味財産期末残高	781,753,228	786,087,145	△4,333,917

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物・・・定額法によっている。

ただし、従来、減価償却を行なっていなかった固定資産については、新会計基準適用初年度(H18年度)の期首の帳簿価格を取得価格とみなし、適用初年度から実施することとした。

この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給額の6割を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	16,973,649	0	0	16,973,649
小 計	16,973,649	0	0	16,973,649
特定資産				
有形固定資産（建物）	628,031,771	0	40,400,280	587,631,491
退職給付引当資産	50,000,000	0	10,000,000	40,000,000
公益事業基金	0	0	0	0
特別定期預金	50,000,000	30,000,000	0	80,000,000
その他固定資産				
什器備品	5,948,790	7,302,000	1,629,354	11,621,436
車両運搬具	733,251	0	164,301	568,950
小 計	734,713,812	37,302,000	52,193,935	719,821,877
合 計	751,687,461	37,302,000	52,193,935	736,795,526

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	16,973,649	16,973,649	-	-
小 計	16,973,649	16,973,649	-	-
特定資産				
建物	587,631,491	515,775,114	71,856,377	-
退職給付引当資産	40,000,000	-	40,000,000	-
特別定期預金	80,000,000	-	80,000,000	-
その他固定資産				
什器備品	11,621,436	-	11,621,436	-
車両運搬具	568,950	-	568,950	-
小 計	719,821,877	515,775,114	204,046,763	-
合 計	736,795,526	532,748,763	204,046,763	-

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建 物	1,196,166,454	608,534,963	587,631,491
什 器 備 品	20,254,809	8,633,373	11,621,436
車 両 運 搬 具	2,870,840	2,301,890	568,950

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
日本財団	日本財団	250,000,000	0	0	250,000,000	指定正味財産
石川県補助金	石川県	40,000,000	0	0	40,000,000	指定正味財産
小松市補助金	小松市	282,860,071	0	0	282,860,071	指定正味財産
合計		572,860,071	0	0	572,860,071	

財 産 目 録

平成31年 3月31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	小口現金	手元管理	運転資金として	1,365,838
			小計	1,365,838
	預金	普通預金 北國銀行 小松支店	運転資金として	100,982,359
			小計	100,982,359
	未収金		小松市受託料・補助金	74,907,440
			使用料収益	6,446,065
			受取手数料	1,257,630
			寄附金	19,700,000
			雑収入	9,867,133
			小計	112,178,268
流動資産合計			214,526,465	
(固定資産)	基本財産	預金 定期預金 小松市農業協同組合		
			小計	16,973,649
	特定資産	有形固定資産		
			建物	495,202,841
			電気設備	59,252,492
			空気調和設備	14,127,727
			給排水衛生設備	17,747,166
	下水道宅内設備	1,301,265		

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
			小計	587,631,491
その他固定資産	退職給付引当資産	小松市農業協同組合 小松支店	職員退職給与相当額	20,000,000
		鶴来信用金庫 小松支店		10,000,000
		福邦銀行 小松支店		10,000,000
			小計	40,000,000
	定期預金	定期預金		
		金沢信用金庫 小松中央支店		10,000,000
		福邦銀行 小松支店		10,000,000
		金沢信用金庫 小松中央支店		10,000,000
		金沢信用金庫 小松中央支店		20,000,000
		北國銀行 小松支店		10,000,000
		北國銀行 小松支店		20,000,000
			小計	80,000,000
	有形固定資産			
		什器備品	事務局他施設	11,621,436
		車両運搬具	同上	568,950
			小計	12,190,386
固定資産合計				736,795,526
資産合計				951,321,991
(流動負債)				
	未払金		賃金・法定福利費	11,405,064
			消耗品費	1,456,248
			備品費	339,228
			什器備品費	6,600,000
			光熱水費	477,347
			委託料	21,938,088
			修繕料	15,191,485
			動力費	1,366,200
			公課費	12,166,112

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
	預り金		助成金(まちづくり支援事業)	40,000,000
			その他	3,048,858
			小計	113,988,630
			社会保険料他	5,270,323
			小計	5,270,323
	前受金		末広野球場	15,000
			小松市武道館	3,500
			市民センター	2,641,000
			こまつドーム	6,238,420
			公会堂	1,362,510
			小松サン・アビリティーズ	48,180
			こまつまちづくり交流センター	1,200
			小計	10,309,810
流動負債合計			129,568,763	
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員の退職金支払い	40,000,000
			に備えるもの	
小計			40,000,000	
固定負債合計			40,000,000	
負債合計			169,568,763	
正味財産			781,753,228	

平成31年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団予算

(総 則)

第1条 平成31年度公益財団法人小松市まちづくり市民財団の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	事 業 収 益	746,563千円
第 1 項	施設管理運営事業収益	695,807千円
第 2 項	スポーツ振興事業収益	21,930千円
第 3 項	地域活性化事業収益	9,226千円
第 4 項	文化交流事業収益	19,600千円
第 2 款	事 業 外 収 益	22,351千円
第 1 項	事 業 外 収 益	22,351千円

支 出

第 1 款	事 業 費	766,114千円
第 1 項	施設管理運営事業	714,103千円
第 2 項	スポーツ振興事業	21,930千円
第 3 項	地域活性化事業	10,481千円
第 4 項	文化交流事業	19,600千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	300千円
第 3 項	有形固定資産支出	300千円

※収支差額2,500千円の内訳

<収入のみ>

小松総合体育館改修事業補助金 5,000千円

<支出のみ>

総係費：施設いきいき達成事業 2,000千円 (内部留保金 (普通預金) 充当)

地域活性化事業費 500千円 (内部留保金 (普通預金) 充当)

(理事会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用する場合は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 111,520千円

平成31年3月27日 提出

理 事 長 山 上 重 幸

報告第11号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により，株式会社こまつ賑わいセンターの経営状況を次のとおり報告する。

1 第 21 期 株式会社こまつ賑わいセンター決算

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

第 21 期における株式会社こまつ賑わいセンターの事業実績は次のとおりです。

1. 事業実績の概要

公立小松大学が平成 30 年 4 月 1 日に開学したことにより、小松駅周辺は、新たな学生の学びの場へと新化し、多くの親子連れやビジネス客などが行き交う拠点として賑わいの創出が図られてきました。

平成 29 年 12 月 1 日にオープンし、駅前広場の中心的建物となった「こまつアズスクエア」には、弊社が運営する「カブッキーランド」が入居しており、平成 30 年 12 月 9 日に開設 1 年目で来場者が 10 万人を達成し、当初計画の年間 4 万人を大きく上回ることが出来ました。

多くの親子が遊びながらまなび楽しむ施設として、市内外、県外まで定着を図ることが出来たもので、北陸初のプロデュースとなった遊び場作りの専門企業「ボーネルンド社」、行政と初連携した食育体験企業「ABC クッキングスタジオ社」からのスタッフ研修、運営アドバイスなどが功を奏し、予想を超えた誘客促進につながりました。

運営面では、小松市内の保育所、幼稚園などで組織する「カブッキーランド運営実行委員会」より、運営支援と団体利用による「すくすく広場」「クッキングスタジオ」など、施設の利用促進に大きく寄与していただきました。

また、今年度より小松駅鉄道高架下の「820ステーション」や「町家ハウス Ryusuke」の管理を受託し、まちなかの活性化に取り組みしました。

貸借対照表

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位 : 円)

資 産 の 部

1. 流動資産

(1) 現金	944,200
(2) 預金	36,965,088
(3) 前払家賃	19,224,388
(4) 前払費用	33,644
(5) 未収入金	8,207,530

流動資産合計

65,374,850

2. 固定資産

(有形固定資産)

(1) 建 物	154,993,313
(2) 建物附属設備	248,500,658
(3) 工具器具備品	780,308

(投資その他の資産)

(1) 敷金	<u>57,671,220</u>
--------	-------------------

固定資産合計

461,945,499

資産合計

527,320,349

負 債 の 部

3. 流動負債

(1) 未払金	7,316,128
(2) 未払法人税等	806,400
(3) 預り金	62,204
(4) 前受家賃	17,323,806
(5) 未払消費税	2,363,300

流動負債合計

27,871,838

4. 固定負債

(1) 長期借入金	466,230,540
(2) 預り保証金	13,474,760

固定負債合計

479,705,300

負債合計

507,577,138

純 資 産 の 部

5. 株主資本

資 本 金	17,050,000
-------	------------

(利益剰余金)

その他利益剰余金	2,693,211
----------	-----------

繰越利益剰余金	2,693,211
---------	-----------

純資産合計

19,743,211

負債・純資産合計

527,320,349

損益計算書

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

1. 売上高

(1) カブッキーランド売上	20,957,198	
(2) うどん売上	21,304,211	
(3) 補助金収入	13,006,407	
(4) 家賃収入	240,651,684	
(5) 受託収入	<u>6,777,778</u>	<u>302,697,278</u>

売上総利益金額

302,697,278

2. 販売費及び一般管理費

(1) 給料	22,346,885	
(2) 法定福利費	2,557,222	
(3) 福利厚生費	28,600	
(4) 委託費	31,881,122	
(5) 通信費	454,643	
(6) 交際費	18,050	
(7) 減価償却費	753,461	
(8) 賃借料	2,357,418	
(9) 支払保険料	77,040	
(10) 水道光熱費	2,803,951	
(11) 消耗品費	3,758,663	
(12) 租税公課	12,585,314	
(13) 事務連絡費	99,978	
(14) 広告宣伝費	2,351,285	
(15) 支払手数料	270,720	
(16) 旅費交通費	632,937	
(17) 会議費	62,542	
(18) 使用料	1,551,752	
(19) 支払家賃	213,604,320	
(20) 工事費	215,500	
(21) 負担金	1,215,970	
(22) 材料費	<u>860,400</u>	<u>300,487,773</u>

営業損失金額

2,209,505

営業外収益

(1) 受取利息	2,411	
(2) 雑収入	<u>1,737,983</u>	<u>1,740,394</u>

営業外費用			
（１）支払利息割引料	<u>1,207,720</u>	<u>1,207,720</u>	
営業外利益金額			532,674
経常利益金額			<u>2,742,179</u>
税引前当期純利益金額			2,742,179
法人税, 住民税及び事業税			<u>806,400</u>
当期純利益金額			<u>1,935,779</u>

株主資本等変動計算書

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

（単位：円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他の利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	17,050,000	757,432	757,432	17,807,432	17,807,432
当期変動額	0	1,935,779	1,935,779	1,935,779	1,935,779
当期純利益		1,935,779			
当期末残高	17,050,000	2,693,211	2,693,211	19,743,211	19,743,211

財務諸表に対する注記

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

- この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、法人税法に基づく減価償却の方法を適用しています。

(2) 計算書類作成のための重要な事項

① リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 消費税の会計処理

消費税等の会計は、税抜き方式によっています。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 減価償却累計額の金額

減価償却累計額 14,059,029 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済み株式の数

前期末株式数（発行済普通株式）	341 株
当期増加株式数（発行済普通株式）	0 株
当期減少株式数（発行済普通株式）	0 株
当期末株式数（発行済普通株式）	341 株
前期末株式数（発行済優先株式）	0 株
当期増加株式数（発行済優先株式）	0 株
当期減少株式数（発行済優先株式）	0 株
当期末株式数（発行済優先株式）	0 株

第 21 期 財産目録

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資産の部	摘 要	金 額
<u>1. 流動資産</u>		<u>65,374,850</u>
(1) 現金預金		37,909,288
ア. 現 金		944,200
	会社小口	350,000
	カブッキーランド	486,800
	つるっと	107,400
イ. 預 金		36,965,088
	決済用普通預金 (期末現在高)	10,097,707
	北國銀行 小松中央支店	803,125
	北國銀行 小松中央支店	5,244,894
	北國銀行 小松中央支店	192,860
	北國銀行 小松中央支店	1,877,828
	北國銀行 小松中央支店	1,979,000
	普通預金	9,771,275
	北國銀行 小松中央支店	9,707,522
	北國銀行 小松支店	63,753
	定期預金	17,096,106
	北陸信用金庫小松中央支店	5,019,377
	北國銀行 小松中央支店	2,020,747
	北國銀行 小松中央支店	3,005,982
	北國銀行 小松支店	7,050,000
(2) 前払金		19,281,780
	前払家賃 (平成 31 年 4 月分)	19,224,388
	前払費用	33,644
(3) 未収入金		8,207,530
	小松市補助金	7,859,463
	その他 (自販機手数料等)	348,067
<u>2. 固定資産</u>		<u>461,945,499</u>
(1) 有形固定資産		404,274,279
	建物 (つるっと・大学内装工事)	154,993,313
	建物附属設備 (つるっと・大学内装設備)	248,500,658
	工具器具備品 (センター)	780,308
(2) 投資その他の資産		57,671,220
	敷金 (青山ライフプロモーション)	57,671,220
資産合計		527,320,349

(単位:円)

負債の部	摘 要	金 額
<u>1. 流動負債</u>		<u>27,871,838</u>
(1) 未払金		7,316,128
	委託費 (つるっと委託費)	1,962,132
	その他	5,353,996
(2) 未払法人税等		806,400
	法人税・市民税	806,400
(3) 預り金		62,204
	源泉所得税	62,204
(4) 前受家賃		17,323,806
	家賃 (平成 31 年 4 月分)	17,323,806
(5) 未払消費税等		2,363,300
	消費税	2,363,300
<u>2. 固定負債</u>		<u>479,705,300</u>
(1) 長期借入金		466,230,540
	北國銀行 小松支店	466,230,540
(2) 預り保証金		13,474,760
	預り敷金	13,474,760
負債合計		507,577,138
純資産の部	摘 要	金 額
<u>1. 株主資本</u>		<u>19,743,211</u>
(1) 資本金		17,050,000
(2) 利益剰余金		2,693,211
純資産合計		19,743,211
負債・純資産合計		527,320,349

2 第 22 期 株式会社こまつ賑わいセンター事業計画

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

1. 事業概要

昨年 12 月 1 日に開館から 2 年目を迎えた「カブッキーランド」の来場者は、本年 4 月末で 13 万人を超え、市内外からの子育て支援に対する高い評価を受けています。

引き続き一般の来館者への誘客につながるイベントの実施や認定こども園、保育所、幼稚園などの団体利用促進を図るほか、質の高い子育て専門相談窓口の充実を目指します。

また、「公立小松大学」は昨年 4 月に開学し、学生数が約 500 名となり、中央キャンパスのある小松駅周辺は学生、社会人、親子連れに至るまで、多くの方々が集まる交流の場となりました。

弊社は、平成 22 年度開業の「小松うどん道場つるっと」を皮切りに、カブッキーランドの運営など民間、行政との連携により新事業を展開し、小松駅周辺の賑わいづくりに着実な成果と役割を果たしてきました。

2023 年の北陸新幹線小松駅開業を控え、小松駅周辺の活性化への期待がさらに高まっています。

今後は、学生たちのキャンパスライフと豊かな学生生活を応援するため、新たに空き家リノベーションによる「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業」を始め、新幹線高架下利用の企画提案を行うなど、令和の新時代に向けた小松駅周辺のにぎわい創出に取り組みます。

2. 事業内容

- (1) クラウドファンディング事業を活用したまちなかの賑わい創出
- (2) 小松駅周辺の利活用促進（高架下の活用に向けた提案）
- (3) カブッキーランドの運営
- (4) アンテナショップ 小松うどん道場つるっとの運営

3 第 22 期 株式会社こまつ賑わいセンター予算

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

(総 則)

第 1 条 第 22 期 株式会社こまつ賑わいセンターの予算は、次に定めるところによる。

(収益的收入及び支出)

第 2 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	営業収益	350,009 千円
第 1 項	営業収益	348,647 千円
第 2 項	営業外収益	1,362 千円
支 出		
第 1 款	営業費用	345,549 千円
第 1 項	営業費用	348,329 千円
第 2 項	営業外費用	1,220 千円

(資本的收入及び支出)

第 3 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	資本的收入	466,230 千円
第 1 項	借入金	466,230 千円
支 出		
第 1 款	資本的支出	26,212 千円
第 1 項	借入金償還金	19,212 千円
第 2 項	建設工事費	7,000 千円

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の額は、30,000 千円と定める。